

(別紙2)

令和5年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>前回指導監査（令和2年12月11日）において、口頭指摘としていた内容（金融機関との取引名義に係る経理規程違反について）が未だに改善されていない。</p> <p>貴法人では、所轄庁による指導監査において指導事項があったにもかかわらず、長期間改善されおらず、監事監査においても改善すべき事項が示されていないかった。</p> <p>今後、理事は指摘事項の改善を速やかに行い、監事は、監事監査において直近の指導監査での指摘事項の有無を確認し、指摘事項がある場合には、その改善状況を確認し理事に対して改善を指導すること。</p>	<p>通帳名義を「理事」から「理事長」に変更いたします。</p>	<p>令和6年4月</p>
<p>改選に伴う監事の選任において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、現監事の過半数の同意を得なければならないとされているが、議事録では監事の過半数の同意を得たことが確認できず、監事の同意書の徴求もなかった。</p> <p>今後、改選に伴う監事選任においては、法令に定める手続きをすること。</p>	<p>監事の選任において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するために必要な、現監事の過半数の同意を得ます。</p>	<p>次回監事の選任の時期</p>